

北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図るため、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第16条の6の規定に基づく国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（以下「外国人創業活動促進事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「施行令」という。）、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成27年法務省令第40号。以下「施行規則」という。）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）で使用する用語の例による。

(創業活動確認を行う事業の内容)

第3条 市が施行令第22条第1号の確認（以下「創業活動確認」という。）を行う事業は、次に掲げる事業のうち、法の目的、区域方針等に照らし、かつ、本市の産業の特性等を踏まえ、外国人創業活動促進事業の効果的な推進を図る事業として認められるものとする。

- (1) 北九州市基本計画に定めるところの北九州市産業振興未来戦略の推進に資する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図ることに資するものとして、市長が特に認めるもの

(創業活動確認の申請)

第4条 創業活動確認を受けようとする外国人（以下「申請人」という。）は、別記様式第1号による創業活動確認申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 創業活動計画書（施行規則第2条第1項各号に定める事項を記載した書類をいう。）（別記様式第1号の2）
- (2) 創業活動の工程表（別記様式第1号の3）
- (3) 申請人の履歴書（別記様式第1号の4）
- (4) 誓約書（別記様式第1号の5）
- (5) 申請人の上陸後6月間における住居を明らかにする書類

- (6) 申請人の上陸後6月間における生活資金及び帰国資金を明らかにする書類
 - (7) 申請人の旅券の写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請人は、前項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、別記様式第1号の6による変更届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、市長に届け出なければならない。
- 3 第1項又は第2項の規定による申請又は届出は、入管法施行規則第6条の2第4項各号に規定する者又は次に掲げる者を代理人としてこれを行うことができる。
- (1) 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員
 - (2) 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所を新たに設置する場合にあっては、当該本邦の事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）

(創業活動確認)

- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、施行規則第3条第1項により、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る創業活動が施行令第22条第1号イからニまでのいずれにも該当すると認めるときは、創業活動確認をするものとする。
- 2 市長は、創業活動確認をしたときは、施行規則第3条第2項の処分により、申請人に対し、別記様式第2号による創業活動確認証明書を交付するものとする。この場合において、市長は、申請人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、創業活動確認証明書の不交付を決定することができる。
- 3 市長は、創業活動確認証明書の不交付を決定したときは、申請人に対し、別記様式第3号による創業活動確認結果通知書により通知するものとする。
- 4 市長は、創業活動確認証明書を交付したときは、別記様式第4号による創業活動確認実施通知書により管轄の出入国在留管理局長に通知するものとする。

(創業活動確認の取消し)

- 第6条 市長は、前条2項の規定により創業活動確認証明書の交付を受けた申請人（以下「確認済外国人」という。）が、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき又は正当な理由なく第9条第1項及び第2項の規定による報告の求め等に応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

- 2 市長は、第4条第2項の規定により別記様式第1号の6による変更届出書が提出され、当該申請に係る創業活動が施行令第22条第1号イからロのいずれかに明らかに該当しなくなったと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による取消しをしたときは、別記様式第5号による創業活動確認取消通知書により確認済外国人に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による取消しをしたときは、別記様式第6号による創業活動確認取消通知書により管轄の出入国在留管理局長に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項又は第2項の規定による取消しをしたことによって確認済外国人に損害があっても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(確認済外国人の上陸の報告)

第7条 確認済外国人は、別記様式第7号による上陸報告書より、本邦上陸後速やかに市長に上陸を報告するものとする。

(上陸後の措置)

第8条 市長は、確認済外国人について、その上陸後6月間、施行規則第4条の規定による措置を講ずるものとする。

(創業活動計画の調査等)

第9条 確認済外国人は、上陸後から創業に至るまでの間、2月に1回以上、創業活動計画の進捗状況について市長に報告を行うものとする。

- 2 市長は、前項の報告を受ける時は、確認済外国人と面談を行うものとし、必要があると認めるときは、確認済外国人その他の関係人に対し、説明や書類の提出その他の対応を求めることができる。
- 3 市長は、創業活動計画の進捗状況その他創業活動確認をした確認済外国人に係る状況について、必要に応じて管轄の出入国在留管理局長に情報を提供するものとする。
- 4 市長は、確認済外国人の創業活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、外国人創業活動促進事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

年 月 日

北九州市長 様

国籍 _____

申請人 住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____

署名（ _____ ）

創業活動確認申請書

国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認を受けたいので、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項に基づき、次のとおり申請します。

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
①	創業活動計画書（様式第1号の2）	<input type="checkbox"/>
②	創業活動の工程表（様式第1号の3）	<input type="checkbox"/>
③	申請人の履歴書（様式第1号の4）	<input type="checkbox"/>
④	誓約書（様式第1号の5）	<input type="checkbox"/>
⑤	申請人の上陸後6月間の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写しなど）	<input type="checkbox"/>
⑥	申請人の旅券（パスポート）の写し	<input type="checkbox"/>
⑦	その他北九州市長が必要と認める書類（申請人の通帳の写しなど）	<input type="checkbox"/>

創業活動計画書

年 月 日

申請人氏名 _____
署名（ _____ ）

1 申請人の概要

(1) 創業の動機及び将来の展望（北九州市で創業する動機を含む）			
(2) 事業における申請人の役職・役割			
(3) 創業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など			
(4) 本事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請人の氏名を記載してください。			
(5) 創業の予定 ※創業時に想定されるものを記載してください			
ア 開業予定日	年 月 日 ※法人登記日、開業届出日など		
イ 業種			
ウ 提供する商品・サービス			
エ 事業所開設場所	北九州市		
オ 資本金・出資総額 (又は自己資金)	千円		
カ 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
キ 役員 ※申請人以外	氏名：	国籍：	
	住所：	役職：	
ク 従業員数	社員	名、パート・アルバイト	名、計 名

2 事業の概要

(1) 実施する事業の概要（商品・サービスの概要）
(2) 商品・サービスの販売・提供方法（販売先、販売方法、販売単価等）
(3) 商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳
(4) 必要となる経営資源（事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員等）
(5) 収益を上げることが可能な理由、北九州市の市場における競合他社との差別化要因（革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデル等）

3 利益計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

（単位：千円）

決算期（月末）予定	第1期	第2期	第3期
売上高(a)			
売上原価（材料費、労務費、 経費、外注費など）(b)			
売上総損益(c=a-b)			
販売費及び一般管理費(d)			
営業損益(e=c-d)			
支払利息(f)			
経常損益(g)			
特別損益(h)			
税引前当期損益(i)			
税引後当期損益(j)			

※法人税率は、40%で固定すること

※繰越欠損金は、適用しないで計算すること

4 開業時の資金計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

開業時の手持ち資金（現金預金残高） _____円（予定）

（単位：千円）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	不動産 （内訳）	自己資金	
			金融機関からの借入額 （内訳・返済方法）	
	2	設備 （内訳）	その他 （内訳・返済方法）	
運転資金		開業に必要な商品の仕入代金・経費の支払資金など		
合 計			合 計	

創業活動の工程表

(単位：千円)

時点	創業活動状況	必要経費 (調達方法)
申請時点		
年 月 (1月目)		
年 月 (2月目)		
年 月 (3月目)		
年 月 (4月目)		
年 月 (5月目)		
年 月 (6月目)		

※ 申請日以降、創業のために行う準備の状況を明らかにしてください。(所持している資金、資金調達、投入する資金、事業所及び設備、従業員、販売先開拓、仕入先/取引先、販売商品・サービス、許認可の資格取得、法人登記など)

※ 必要経費にはその調達方法も記載してください。(自己資金、銀行借入など)

- 記入上の注意
1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記具で記入。
 2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
 3. ※印のところは、該当するものを○で囲む。

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）
年	月	免許・資格

特記事項	扶養家族数（配偶者を除く） 人	
	配偶者 ※ 有・無	配偶者の扶養義務 ※ 有・無

年 月 日

北九州市長様

国籍 _____

申請人 住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____
署名（ _____ ）

誓 約 書

- 1 私は、日本の関係法令のほか、北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく北九州市長及び北九州市職員の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、私が実施する創業活動に関する責任について、全て私に帰すること及び創業活動を実施する際に発生した損益について、全て私に帰することに同意します。また、私が実施する創業活動において、第三者に加えた損害は全て私が賠償します。そのため、私が実施する創業活動に関する責任及び創業活動を実施する際に発生した損益について、北九州市長及び市職員はその責めを負わないことについて同意します。また、私が実施する創業活動において、第三者に加えた損害があっても、北九州市長及び市職員はその損害の賠償の責めを負わないことに同意します。
- 4 私は、北九州市に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類（以下「個人情報等」という。）を北九州市が保管し、返却されないことを了承します。
- 5 私は、北九州市が創業活動確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある地方入国管理局長に対して北九州市が情報を開示することに同意します。
- 6 私は、上陸後から創業に至るまでの間、2月に1回以上、創業活動計画の進捗状況について市長に報告を行うとともに、説明や、通帳の写しなど資金状況が分かる書類の提出その他の求めに応じます。
- 7 私は、上陸したことについて、北九州市が医療保険者に情報提供を行うことに同意するとともに、高額療養費を超えた医療保険の利用があった場合には、医療保険者から北九州市に、その利用について報告することに同意します。
- 8 私は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。また、暴力団排除のために、必要な官公庁への照会を行うことに同意します。
- 9 私は、創業活動の継続が困難であると北九州市が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。

年 月 日

北 九 州 市 長 様

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

署名（ _____ ）

変 更 届 出 書

年 月 日付けで申請した創業活動確認の内容に変更が生じたので、次のとおり届け
出ます。

1 変更内容

新	
旧	

※変更内容を確認できる書類を添付してください。

2 変更年月日

年 月 日

創業活動確認証明書

（国籍）

（住所）

（氏名）

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請については、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認をしたことを証明します。

なお、本証明書の有効期限は、年 月 日です。

年 月 日

北九州市長

北九 第 号
年 月 日

（国籍）

（住所）

（氏名）

北九州市長

創業活動確認結果通知書

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請については、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号イからニに定める要件を満たすことを確認できなかつたので、北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

北九 第 号
年 月 日

〇〇出入国在留管理局長 様

北九州市長

創業活動確認実施通知書

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請について、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認を行い、次のとおり、年 月 日付けで同施行規則第3条第2項の創業活動確認証明書を交付したので、北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

申請人	氏名		国籍	
	住所			
	生年月日			
申請日				
証明書 交付日				
証明書 有効期限				

北九 第 号
年 月 日

（国籍）

（住所）

（氏名）

北九州市長

創業活動確認取消通知書

年 月 日付けで交付した創業活動確認証明書について、次の理由により、当該創業活動確認を取り消したので、北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

取消の理由	
-------	--

北九 第 号

年 月 日

〇〇出入国在留管理局長 様

北九州市長

創業活動確認取消通知書

年 月 日付け「創業活動確認実施通知書」で通知した国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認について、次のとおり、当該創業活動確認を取り消したので、北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第6条第4項の規定により通知します。

申請人	氏名		国籍	
	住所			
	生年月日			
取消日				
取消の理由				

年 月 日

北九州市長様

国籍 _____

申請人 住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____

署名 (_____)

上陸報告書

年 月 日付けの創業活動確認証明書の交付を受け、次のとおり上陸したので、関係書類を添えて報告します。

1 上陸の状況

許可日	年 月 日
在留期間 (満了日)	月 (年 月 日)

2 関係書類

在留カードの写し（表面・裏面）